

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成28年度第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 会議録等のホームページへの掲載について（公開）</p> <p>2 確認事項 平成28年6月22日の会議録（公開部分）について（公開）</p> <p>3 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市障がい児通所使用料等口座振替収納事務の事務開始届（障がい者支援課） <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者又は障がい者を介護する世帯の紙おむつ対策に係る指定ごみ袋引換券の在り方を検討するためのアンケート調査（清掃計画課） ・「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の実施を検討するためのアンケート調査（児童家庭課） ・野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給の事務変更届（児童家庭課） ・子ども医療費助成事務の事務変更届（児童家庭課） ・肝炎ウィルス陽性者に対するフォローアップ事業の事務開始届（保健センター） <p>4 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）</p> <p>5 確認事項 平成28年6月22日の会議録（非公開部分）について（非公開）</p>
日 時	平成28年8月31日（水）午前9時2分から午前11時33分まで
場 所	市役所中1・中2会議室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、松本 純子、飯野 きみ子
事 務 局	<p>実施機関 鈴木 有（市長）、今村 繁（副市長）、川島 信良（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長）、日下部 安孝（総務課主査）、皆川 賢一（清掃計画課長補佐）、山崎 正幸（清掃計画課ごみ減量係長）、小林 智彦（障がい者支援課長）、齋藤 剛（障がい者支援課主任主事）、海老原 孝雄（保健センター長補佐）、高林 雅行（保健センター健康増進係長）、寺田 一雄（児童家庭課長補佐）、逆井 幸夫（児童家庭課児童給付係長）</p> <p>事務局 川島 信良（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長）、日下部 安孝（総務課主査）</p>
傍 聴 者	5名

議 事

平成28年度第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

須賀会長 市長に御出席いただいているので、市長から御挨拶を頂く。

鈴木市長 皆様、おはようございます。7月4日より根本前市長の後の市政を担当しております鈴木と申します。どうぞよろしくお願いたします。日頃から委員の皆様には、情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営に多大な御理解と御協力を頂いていることにつき、厚く御礼を申し上げます。個人情報保護制度につきましては、平成13年に個人情報保護条例を施行して以来、適宜必要な改正を行うなどして、個人情報の保護を図ってまいりましたが、施行から15年が経過するとともに、運用上の問題も生じていることから、本日運用の見直しという大変重要な諮問をいたすこととなりました。見直し作業は委員の皆様の意見を伺いながら決定し、パブリック・コメント手続を実施して、市民の皆様の意見もお聴きしたいと考えております。諮問事項につきましては、個人情報の取扱事務等を審議いただいた後に、実施いたします。公務につき退席いたしますことから、諮問は副市長から行いますので、よろしくお願いたします。

1 会議録等のホームページへの掲載について

会議録等のホームページへの掲載について、総務課の担当者から説明を受けた。

須賀会長 それでは、会議録をホームページに掲載することについて意見はあるか。

遠藤委員 現状で、情報資料コーナーの紙媒体での公開しているのは会議録だけでなく、会議資料も含んでいるのか。

富山課長 会議資料も含んでおります。

遠藤委員 紙で公開しているものをホームページで公開する話だけなのか。

富山課長 そのとおりです。

秦野委員 今までホームページで取り扱っていなかったのは、作業的に困難があったのか。

富山課長 現在資料等につきましてもデジタル化、集約化されておりますので、特段事務量に支障が出るとは考えておりません。

飯野委員 紙ベースの資料については、どのくらいの市民が利用していたのか。

富山課長 そういったことの確認はしたことがございませんので、詳しい利用状況は把握しておりません。

遠藤委員 近隣の市で、ホームページで公開していない所はどこか。

富山課長 松戸市です。

須賀会長 特に意見、追加説明がなければ意見交換を終了する。多数決により決定するので、会議録の掲載に賛成の方は挙手を願う。

(一同賛成)

須賀会長 それでは全会一致で掲載をすることに決定する。続いて掲載時期について富山課長に説明をお願いする。

富山課長 当審査会におきましては、次回の会議において会議録の決定をしておりますので、それから一週間以内を目途に掲載していきたいと考えております。

遠藤委員 会議録の承認は会議でしないといけないのか。郵送、ファックス等でのやり取りは難しいのか。

秦野委員 次回の会議での承認では、事務も煩雑になるし、今回のように会議の間が空いてしまうときもある。

松本委員 会議であればこのように議論ができるが、何か訂正等あった場合、皆の意見を聞かないで再度持ち回りでやっていくということについて危惧はある。

遠藤委員 そういう場合は、持ち回りの承認は無しとすればいい。会長が事務局へ持ち回りが難しい旨を説明し、さらに次回の審議会までに回せばいいと思う。

秦野委員 違う意見があったらその都度回答を集めて、会長に判断していただくということか。

遠藤委員 例えば言っていない発言だとか、発言の意図が違うという場合は、持ち回りでは厳しい。ただ今までそういったケースはあまりなかった。

秦野委員 私は基本的には松本委員と同じで、会議で決めるのが大事だと考えている。

遠藤委員 当初は会議の場で会議録を全文読んでいたが、最近では会議の場で読んでいないと思う。会議の約1週間前に会議録が送られてきて事前に読み、当日は意見無しということで承認している形が多い。このような実態からすれば、秦野委員がおっしゃっているような心配はないかと思う。確かに読み合わせて気付くことはあるが、それよりは他の要請を優先した方が良く思う。

須賀会長 それでは、特に問題なければ先に皆さんに送付して了承を得て、問題点がある場合は、若干決定が遅れるが、正確さを期するために次の会議で決定していただく。事務局から御意見はあるか。

富山課長 会議録の決定方法につきましては、それぞれの審議会において決定いただく内容で、様々なケースがございます。当審査会での方法を決定いただきたいと思います。

須賀会長 事務局としては、どの方法でも対応できるということか。

富山課長 はい。

須賀会長 委員の皆様の意見を集約すると、特に会議録に問題がなければそのまま了承し、早めにホームページへ載せるということによろしいか。問題点については各委員が事務局へ連絡して、私と事務局で回答し、話し合いをしながら次回の会議にかけ、それで決定するというところによろしいか。

秦野委員 一点確認だが、持ち回りで違う意見が出た場合、ホームページが遅れる

ということになる。その場合の断り書は必要なのか。

富山課長 会議録の決定までの時間に特に定めはございません。

秦野委員 了解した。

須賀会長 それでは会議録については、このように決定する。次に、会議資料等につきまして、総務課から説明をお願いします。

富山課長 会議資料についてでございます。近隣市でホームページへ会議録を掲載している審議会は、少ないという状況でございます。しかし、当審査会については、会議録等の掲載作業を行うにあたりまして、著しく事務量が増加するということはないことから、掲載する方向で御審議いただきたいと思っております。なお、掲載の御決定をいただいた場合には、会議終了後一週間以内を目途に、掲載していきたいと考えてございます。

須賀会長 何か質問はあるか。

遠藤委員 他市で掲載している所はどこか。我孫子市は載せていないと見られる。

日下部主査 審議会によって載せている審議会と載せていない審議会がありまして、電話で伺ったところ、総務部門で統一的に管理をせず、各審議会に管理を任せているとの回答がありました。何割の審議会に掲載しているかの統計もお答えできないとの状況です。野田市としては基本的に掲載する方向で御審議いただきたいと思っております。

遠藤委員 情報公開と個人情報保護の担当の審議会レベルでの調査はしていないか。

日下部主査 個人情報保護の関係で、野田市でいう個人情報取扱開始届に当たる事務のところでは公開している所が多いです。

遠藤委員 会議録を見て、会議資料がないと何を議論しているか分からないという面があるかないかだと思う。会議録だけでは分からないということであれば、会議録を公開する意味は実質的にはない。セットで存在しないと理解しづらい、そういった観点だと思う。

松本委員 既に紙媒体で行政資料コーナーに置いてあるということであれば、先ほどの会議録と同じで公開でいいのではないか。

須賀会長 公開ということで意見がまとまった。次に今後の不服申立ての答申の内容についてのホームページへの公開について、何か意見はあるか。

遠藤委員 紙媒体では公開していたのか。

日下部主査 個人情報を除いて公開しております。

須賀会長 では同じようにホームページへ掲載してよろしいか。特に他の意見もないので公開ということで決定する。次に、委員名簿のホームページへの公開について、総務課より説明をお願いします。

富山課長 近隣市の情報公開・個人情報保護審査会につきまして、8市のうち7市で委員名簿を掲載しております。うち2市は氏名及び選出区分のみの記載であ

り、その他の5市では大学教授等の職業まで記載されております。そこで、公表用の委員名簿を作成し公表することにつきまして判断をしていただくことでございます。なお、公表用の委員名簿を作成するに当たりまして、氏名と任期、そして選出区分は学識経験者として記載していただきたいと考えております。その他、職業についても掲載するかについて審議会の判断をお願いします。

須賀会長 委員名簿を作成し公表することに意見はあるか。

遠藤委員 委員の選出に関する根拠規定はどのような定めになっているか。

日下部主査 野田市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項に「委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する」と規定されています。

須賀会長 全て学識経験者ということならば学識経験者と書いても意味がないのでは。

日下部主査 他の審議会ですと様々な選出区分がございますが、当審査会では皆様が学識経験者であり、委員名簿に掲載されていなくても条例を見れば学識経験者と分かります。

遠藤委員 ではこの審査会では選出区分を書くのは実質的に意味がないということか。

日下部主査 条例を見なくても学識経験者だと分かるという利点があります。また他の審議会が委員名簿を公表する場合、比較しやすくなるという点もございます。

須賀会長 その後に職業を記載するということが、そちらは掲載して良いということか。

遠藤委員 現在無職の方は、元職を記載するのか。

日下部主査 元職という記載もあり得ると考えております。

秦野委員 現役時代に遡ったものを書くということか。

日下部主査 これまでの経験という形で記載します。

遠藤委員 何種類も書くのか。

日下部主査 名簿を作成する際に御相談の上でということになります。

秦野委員 現在の仕事とは少し違うことがあるから、あくまで現在の状況に絞るべきと思う。

遠藤委員 市長が選ぶときの判断材料としては、一番動きのあった仕事ではないのか。

今村副市長 基本的には審議会の判断を尊重しています。これまでの審議会については、職業までは出さないという形にはなっております。市長が委嘱する際には、この経歴があるからといった形で委嘱されると考えておりますので、元職を考慮することは考えられますが、それを公開するのは難しい問題だと判断しております。特にこちらから意見はございません。

須賀会長 内部的に選ぶ際に元職を考慮することがあっても、それを公表するかど

うかという問題ということか。

遠藤委員 別の観点から問題提起をしたい。事務局内に名簿があり、

その中には職業や連絡先が書いてある。委員会に任せるとおっしゃったが、情報公開請求があった場合に、公開非公開については市自身の判断が求められると思う。

日下部主査 実際この審査会の委員名簿については、過去に開示請求がございました、その際には皆様の御自宅や職場、連絡先、住所については個人情報として不開示しておりますが、氏名、任期、事務局の名簿に記載のある職業について、当時の判断としましては、市として選んだ情報として個人情報との比較衡量をして開示といたしました。

松本委員 それは委嘱の時の職業か。

日下部主査 職業については4月1日現在のものを開示しております。

松本委員 2年ごとに行う委嘱の時の職業ということか。

遠藤委員 職業の欄も開示請求の対象となっていたのか。

日下部主査 名簿が開示請求の対象となっており、住所や電話番号については黒塗りにし、職業については黒塗りにせず開示しました。

遠藤委員 ホームページに載せなくとも開示請求があれば開示しているのであれば、無駄なことではないか。

秦野委員 それとホームページに載せるのは別物だと思う。

今村副市長 委員名簿で職業まで情報公開請求があった場合に、過去に出しているという結果は聞いておりません。ですので、他の審議会に諮った際にもこの話はしておりません。審議会委員の職業は、基本的に公人に当たるので出してよいと考えるのかどうか、そのことについて議論していただきたいと思っております。ただ、行政資料コーナーで公開するのとホームページで公開するのでは大分違うと思っております。公開すべきということであれば、これまで行った審議会にも改めてお諮りする必要があると考えています。

須賀会長 要するに、個人情報保護の対象になるかということか。

日下部主査 開示請求の際の資料が届きました。これによると、委員の氏名と任期、職業については開示しており、それ以外にも事務所などのホームページで検索できる部分については、公表されている情報として開示しております。事務所まで全て不開示というわけではありません。

今村副市長 そもそも開示をしたのは審議会委員が公人であるからというところで、個人情報の保護の部分には当たらないだろうという判断があったわけです。今説明したのは既に公になっている情報なので、問題なく開示したということです。審議会委員は公人なので、職業も公表すべきかどうかということは、これは全審議会に通じるころだと思っておりますので、これからの情報公開の時の取扱いに影響しますので、その点を御審議いただければと思います。

松本委員 開示する際に各委員のホームページを確認したということか。

日下部主査 そのとおりです。

今村副市長 私も開示していることについて承知していなかったので、今回何も資料を用意しておりません。今回、制度の運用の見直しということで諮問いたしますので、運用の見直しが終わった後は運用の手引の見直しを予定しておりますが、職業欄については次回以降に改めて審議としていただくと助かります。

須賀会長 では、職業については次回の審議とする。委員名簿の公表については公開することで決定する。次は公開質問状について、これはここで決定したことを事務局の方で回答していただくということによろしいか。

日下部主査 はい。

須賀会長 公開質問状につきまして、何か質問等はあるか。

遠藤委員 回答する法的根拠はどうか。

今村副市長 法的根拠はございません。今回の内容については、議会でも陳情が出ました。市としても各審議会の意見に従って公開を決めていくという方針で審議会へ意見を伺う用意をしていたところ、それと同じ内容の質問状が来ましたので、審議結果をそのまま返答すべきと考えております。質問の内容等については、それぞれ個別に、その時の質問の内容によって、答える、答えない、そもそも審議会で取り扱うかどうか各審議会で判断していただくべきものかと考えております。

須賀会長 公開質問状への回答は、審議会で一項目ずつ検討するということがか。

今村副市長 今回で言えば、質問の1が「審議会の資料を野田市ホームページで公開することについてどのようにお考えになりますか」ということになりますので、今の決定からすれば「公開は必要である」、質問の2が「公開した方が良いとお考えの資料種別をお選びください」ということですので全てですね。質問の3は「「委員名簿」を公開すべきとお考えの場合にはその記載項目をお選びください」ということですので、これは「氏名」「性別」「委員の選出区分等」となりますが、職業の欄が次回審議となりましたので、その旨のコメントをつけて回答したいと考えております。

須賀会長 委員の選出区分は学識経験者まで記載するということがか。

今村副市長 はい。回答3で「性別」はどうでしょうか。

須賀会長 質問状を見たときも、性別は必要なのかと聞いていたのだが、男女雇用機会均等法等で性別を書く必要が出てくる可能性も考えたがどうだろうか。

遠藤委員 逆差別に当たると考えられる。

須賀会長 逆差別との意見が出ているが、不要ということによろしいか。

今村副市長 市としては男女共同参画の観点からあえて入れる必要ないとの考え方もありますが、性別を入れることが男女共同参画の差別に当たるかということ、必ずしもそういうわけではないと思っております。法的にそれを避けるべきとい

うまでのものかという疑問はありますが、これまでの慣例では出しておりません。

秦野委員 各審議会では男女の比率について述べればよいので、個別に掲載する必要はないと思う。

須賀会長 個別には必要がないとの意見だが。

遠藤委員 公開質問状の話だが、副市長は法的根拠はないとおっしゃったが、ないので回答するのか。

今村副市長 それを取り扱うかどうかは、審議会の判断だと思います。今回については、ちょうど審議をお願いしようとしていたところにこの質問状が来たので、については審議会として答えるというよりは、審議の結果を取りまとめて事務局が回答するという形で考えています。

遠藤委員 そうなると審議会の会議録等をホームページで公開するという同じことである。つまり審議会ではなく事務局が回答するということになる。そうすると市が回答するということになるのだから、ホームページで公開するのと同じということになる。

今村副市長 ホームページで公開するのも審議会が判断をいただいて公開することですので、審議会が公開しないとすれば公開しません。今回公開質問状については審議会の判断というより審議会の結果が出たので事務局が結果に基づき回答をしたいと考えています。

遠藤委員 それならば、これについて回答するかどうか求める必要がないということになる。審議会が回答を認めないとしても市として回答するというのであれば、市の裁量でできるから、そのように理解すればよいのではないか。

川島部長 私どもの考え方としましては、副市長が申し上げたとおり、御決定いただいた内容と同じ質問ですので、その答えに沿った形で、事務局として回答させていただきます。

須賀会長 通常の行政事務と同じように行うということか。そうすると、性別については委員会で決定ではなく、市の行政の判断でよいということになるのか。

日下部主査 公開質問状の回答としてではなく、ホームページの公表用の委員名簿に性別を入れるかということで御判断願います。

秦野委員 書かないでいいと思う。

須賀会長 委員の皆さんよろしいか。では書かないということで決定する。

2 平成28年6月22日の会議録について（公開）

平成28年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議録の案を確認した。

日下部主査 配布済みの会議録の「住所の表示の整備事務の事務変更届」の後ろに、社会教育課とありますが、総務課に修正をお願いします。

須賀会長 では、修正して承認することに決定する。

3 個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

- ・野田市障がい児通所使用料等口座振替収納事務の事務開始届（障がい者支援課）

野田市障がい児通所使用料等口座振替収納事務を開始するに当たり、野田市障がい児通所使用料等口座振替収納事務について審議依頼書が提出されたので概要について担当者から説明を受けた。

遠藤委員 外部委託機関がちばぎんコンピューターサービスとなっているが、これはこの件だけでなく他でも振込の際に利用しているということか。

小林課長 現在行っております市税あるいは保育料の口座振替について、一括で口座振替として処理する形としており、それに、この事務についても加えて、その外部委託として、ちばぎんコンピューターサービスとなっているわけです。

須賀会長 承認することでよろしいか。

（異議無し。）

報告事項

- ・高齢者又は障がい者を介護する世帯の紙おむつ対策に係る指定ごみ袋引換券の在り方を検討するためのアンケート調査（清掃計画課）

アンケート調査を実施したことについて、清掃計画課の担当者から説明を受けた。

秦野委員 一般家庭のごみの減量化とは別の性質があると思うが、是非定期的に。減量化だけでいいのかという点も振り返りながらやっていただきたい。

松本委員 アンケートを行った件数は何件か。

皆川課長補佐 100件です。

遠藤委員 どのように抽出したのか。

皆川課長補佐 在宅であること、二人以上の世帯であること、野田市全域から均等に抽出することです。

遠藤委員 母数は幾らくらいか。

皆川課長補佐 高齢者世帯を含め約380名程となっております。

飯野委員 アンケートは無記名か。

皆川課長補佐 そのとおりです。

飯野委員 世帯ごとの過不足を確認する必要はないのか。野田市の全体的な傾向をつかむだけで良いということか。

皆川課長補佐 今夏のアンケートとしましては、全体の傾向がどうなっているかということを判定する必要があると思います。また、そういったところを審議会に報告し、新たに個別に必要であれば改めて調査等を行いたいと思っております。

松本委員 8月22日必着となっているが、今の時点で回収率はどれくらいか。

皆川課長補佐 現在の時点で76件回収しております。

須賀会長 承認することでよろしいか。

(異議無し。)

- ・「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の実施を検討するためのアンケート調査(児童家庭課)

アンケート調査を実施したことについて、児童家庭課の担当者から説明を受けた。
飯野委員 1,548件の方々にアンケートを行ったということだが、担当としては、そのうちどれくらいの人を利用されると想定しているか。

逆井係長 ひとり親家庭になられたときの御相談ということもやっております。相談記録をしてみますとひとり親家庭の親ということでは、調べたところ、中学校までの卒業が76名、高校中退が42名、合計118名がいらっしゃいました。その中でもっと資格を取りたくても、高校卒業の認定を取らなければ受けられないものもございます。現在の対象者はこれだけですが、向上心を持つ方にぜひ参加していただきたいと考えております。

松本委員 1,548件というのはどういった抽出方法か。

逆井係長 児童扶養手当の現況届に同封して送付した件数でございます。

松本委員 受講費用の20パーセントに相当する額で支給限度が10万円ということは、最高50万円の講座が支給限度となるが、そんなに掛かるものなのか。大学とは違い、高校でこんなに掛かるものなのか。

逆井係長 こちらは国の示しているものなのですが、こちらで調べたところ、予備校や通信制でも受講ができると聞いています。過去に中退して取得済みの単位は除かれますが、インターネットでは受講に掛かる費用としては大体30万円となっております。

- ・野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給の事務変更届(児童家庭課)

事務の変更の報告及び概要について、児童家庭課の担当者から説明を受けた。

(質疑無し。)

須賀会長 承認することでよろしいか。

(異議無し。)

- ・子ども医療費助成事務の事務変更届(児童家庭課)

事務の変更の報告及び概要について、児童家庭課の担当者から説明を受けた。

松本委員 個人情報記録項目の社会生活だが、先に検討したひとり親家庭等医療費助成金支給の方には、マークが入っていないのが、この違いは何か。

逆井係長 子ども医療費助成事務は高額医療費等が発生した場合に加入医療保険機関とのレセプト等のやりとりをいたします。野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給については、必ず窓口で申請し、差額を口座に入れる手続となりますので、医療保険機関との連携はしておりませんので、マークが外されています。

松本委員 個人情報の収集先はどちらか。

逆井係長 レセプトは、医療機関を取りまとめている国保連合会なり社会保険庁となります。そのため他の官公庁ということになります。

須賀会長 承認することでよろしいか。

(異議無し。)

- ・肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップ事業の事務開始届(児童家庭課)事務の開始の報告及び概要の説明を受けた。

飯野委員 対象者の中で1、2とあるが、2の「その他、千葉県及び医療機関等から本人の同意に基づく情報提供を受けて把握した陽性者」について、開始届出書の中の「対象者の範囲」の中で、後段「保健所等から照会を受けた者で本事業への参加に同意した者」と付随しているのではないかと思うが、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

高林係長 千葉県及び医療機関等からの情報提供につきまして、千葉県については保健所が行う検査がございます。そちらの検査に該当しない場合、市町村の肝炎ウイルス検査を利用させていただくような形を情報提供してまいりますので、県の方からは、本人同意に基づく情報提供が来ることになります。もう一つの医療機関につきましては、手術等で肝炎ウイルス検査、HIV検査等を行い、そこで陽性と判定された患者に対して、本人の同意を得て、市の方に情報提供を頂きます。その方に対してフォローアップをしていくということになります。

松本委員 初回の精密検査の費用はどれくらい掛かるのか。

高林係長 検査の内容にもよりますが、大体1万円から2万円程度掛かると聞いております。その中で、県の助成事業を利用させていただきますと、無料となります。また、市では、自己負担がありますが、5千円から6千円程度で収まると見ています。

松本委員 保存期間の「常用」と「その他」と二つあるが、これはどういうものか。

高林係長 フォローアップの対象者に対しまして、年1回程度の調査票を送りまして、その結果に基づき検査の間隔を確認する必要があるため常用で保存しております。お亡くなりになってしまう場合など個人情報を廃棄することもございますので、「肝炎治療の終了まで」という形でその他として記載しております。

須賀会長 承認することでよろしいか。

(異議無し。)

4 個人情報保護制度の運用の見直しについて(公開)

諮問を受けた。

富山課長 諮問書の写しの2枚目を御覧ください。最初に個人情報保護制度の運用の見直しの基本的な考え方の説明をいたします。目的ですが、条例に基づく個人情報保護制度の適正な運用が図られるよう条例の規定と運用を検証し、野田市個人情報保護条例施行規則に記載してあります、個人情報を取り扱う事務の開始届出書の様式の改正も含めまして、運用を抜本的に見直しをすることで、現状より

も適切な運用を検討するものです。3の「見直しの基本的な考え方」について、現行よりも適切な運用を目指すということですが、事務量の増加につながらない範囲で適正な取扱いが持続できる運用とするものです。3枚目の「条例の規定と運用についての審議項目(案)」について説明いたします。まず、「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について、「外部提供の場合」、「内部利用の場合」、「収集及び電子計算機の結合の場合」につきまして御審議いただきたいと思ひます。次に個人情報を取り扱う事務の届出制度の趣旨と考え方を、個人情報を取り扱う事務の届出手続と届出書の様式を、また、個人情報目録につきましても御審議いただきたいと思ひます。「個人情報の本人開示請求について」は、実施機関に含まれない指定管理者が保有する個人情報、死者の個人情報につきまして御審議いただきたいと思ひています。さらに条例に規定のない項目として、派遣労働者、委託事業者、再委託を受けた事業者への罰則と外部提供をした場合の本人通知について御審議いただきたいと思ひます。今挙がっていない項目でも、個人情報保護制度の運用の見直しの基本的な考え方の検討対象としました「野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引」の見直しにおいては、条例の第1条から全般的に御審議いただきたいと思ひますが、条例の規定と運用の審議項目の1項目目及び2項目目に挙げております「公益上特に必要があると認めるとき」「個人情報を取り扱う事務の届出」については、現行の運用の課題となっていることから、まず御審議いただきたいと思ひます。また、現行の運用で審査会の御意見を伺いたいこととして、個人情報の本人開示請求と条例の規定のない項目として挙げております派遣労働者等への罰則規定と外部提供した場合の本人通知についても審議項目に加えております。これらのほかに、審議を要するとお考えの項目がございましたら、後日で結構ですので、事務局に御連絡を頂ければ、審議項目に適宜追加したいと思ひております。

まず、「公益上特に必要があると認めるとき」の適用における外部提供の場合の御審議をお願いします。内容を申し上げますと、野田警察署の依頼に基づく高齢者名簿提供事務への野田市個人情報保護条例第9条第1項第5号に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」の適用につきまして、審査会の判断が改められ、市と見解が異なることとなりました。今後の運用に適用の要件が示せるかにつきまして御意見を伺いたいと思ひます。市では、第9条第1項第5号の判断といたしましては事務ごとに個別具体的に行う必要があり、明確な基準を設けることは困難であると思ひていることから、事例集を作成することによりまして、実施機関が検討する際の参考とすることを考えております。また、事例集を公表することによりまして、実施機関が公益上特に必要があると認めて行う外部提供を、市民等が確認しやすくなると考えております。加えまして、条例第9条第3項の規定に基づく、審査会の意見を聴く手続についても、事務の開始予定日より早く行い、審査会の審議の日程に無理が生じないよう努めてまいりたいと

考えております。こちらは次回の会議にて本格的な審議をお願いするところでございます。

今村副市長 制定から15年となりますが、その間運用上問題がある部分があり、市民の方に御迷惑をかけてきた経緯がございます。その中で、今回は運用の抜本的な見直しとして諮問いたしました。

これまでの運用が、基本的に総務部内部で行われていたこともあり、配慮が足りない部分があったのではないかとことを反省している所でございます。そもそも基本的な運用をしっかりと審議していただいて、その上で適切な運用を図ってまいりたいと思います。また、高齢者名簿の提供について、市の見解とは異なる結果を頂いたのですが、本人同意を全員から頂くのは困難ということで、この事務は断念いたしました。今後このような「特に公益性」という部分について、市としては画一的な判断基準を示すことはできない、具体的事例において判断するしかできないと考えています。画一的でなくてもある程度の要件的なもの、最初に整理すべきことで幾つかに分類する判断基準、さらにそこから個別にという基準が示せるのかどうかということをお審議いただければと思います。また、外部提供と内部の利用、電算の結合のところに、それぞれ公益性というものがございいますが、それぞれの公益性の判断基準が同一か、もしくは個別に異なるのかということもありますので、今後そちらも審議いただければと思います。届出が漏れていたり、チェックミスがあったりといったことがあったりしましたので、そもそも届け出るべき事項はどこまでの範囲が適当なのかということも含め、今後職員が適正に運用するためには、様式等も含めて議論していただければということで諮問いたしました。

須賀会長 何か意見はあるか。

松本委員 諮問は、かなりの審議項目があるが、検討期間はどの程度を想定しているか。

今村副市長 具体的にいつまでという期間は、市として設けておりませんが、速やかに見直すべきと考えておりますので、審査会の開催間隔を縮めてということも場合によっては考えております。なるべく早く結論は出したいですが、慎重に御審議いただきたいと思います。ただ、遅くとも今年度中にお願ひしたいと考えております。この後、手引の見直しもありますので。

遠藤委員 次回以降の議論の仕方だが、3枚目の審議項目の中で、これを委員が自主的に検討していくことを想定しているのか、事務局が案を提示し、それを基に委員が議論をしていくということなのか。

今村副市長 基本的には後者です。

遠藤委員 議論の出発点が、運用の問題点が生じていることからと書いてあるので、事務局として問題点を具体的に指摘していただくと議論がしやすいと思う。

今村副市長 そのように考えております。ここに挙げたものは必ずしも問題があっ

たものとは限りません。「公益上特に必要があると認めるとき」については、運用に問題があったと御判断いただいておりますが、内部利用と電算機結合についても「公益上特に必要があるとき」という項目がございますので、これらも外部提供のときと同じ考え方なのか、という観点で議論をお願いしたいところがございます。事務の届出制度については、問題があったと認識しておりますので、具体的に示した上で改正案を示していきたいと思っております。指定管理者についての個人情報については、現在の条例では指定管理者を実施機関としている団体もがございますので、そのあたりの議論もしていただきたい。死者の個人情報についても、個人情報保護法は、直接死者については触れておりませんが、市としては適用しております。マイナンバー制度では、死者の個人情報について触れておりますので、この際考え方を定義したいと考えております。また、条例にない項目とは、再委託を受けた事業者等への罰則について、今も適切に運用はされておりますが、東京都においては条例に定義しておりますので、野田市でも条例に定義して明確化する必要があるのではないかということ、外部提供をした場合の本人通知も、全て本人通知すべきという意見もあるようなので、この点も議論いただきたいと思います。基本的には運用の見直しですが、今のような条例の改正も必要があれば行っていきたいと考えております。ですので、市の方で考え方、方向性を示していく方向で考えています。

秦野委員 最大の問題となる公益性の判断だが、これも含めて市として案を示していただくということか。

今村副市長 公益性の判断については、市としては個別具体的にしか判断できないと考えており、何が公益性があるかという基準として示すのは難しいと考えておりますので、例を示すのはできないと考えます。

秦野委員 個人情報の取扱いの届出制度で「事務量の増加につながらない程度」というのは、簡素化したいということか。

今村副市長 簡素化したいということではございません。事務量が増加するほど精度は上がりますが、現行の事務量をあまり上回らない範囲で適正に運営していく方策を考えたいということです。

秦野委員 事務量の問題よりも、要するに届出という職員の意識の問題、形式の問題、タイミングの問題の方が主か。

今村副市長 もちろん、事務量のために適正な運用を欠くということは全く考えておりません。

須賀会長 他にあるか。特になければ個人情報保護制度の諮問について、本日はこれまでとし、公開部分の審議を終了とする。

以上